浄化槽設置の補助金があります

令和5年度から「既存設備撤去あり」の補助金を増額

柳川市では、美しい河川や水路を保全していくために、合併処理浄化槽を設置する人に**予算の範囲内**において補助金を交付しています。

台所・風呂・洗濯水などの生活雑排水が、水路を汚す原因です。水路の水質浄化のためには、生活雑排水の浄化が重要であり、特に**「既設住宅における合併処理浄化槽への転換」**を促進する必要があります。このため「改築による合併処理浄化槽設置に対し、補助２０万円を上乗せ」し、「既存設備を完全撤去した場合は、上乗せ補助２０万円にさらに最大２２万円の増額補助」を実施しています。**【補助金額は下表のとおり】**

合併処理浄化槽は、し尿と生活雑排水を浄化して放流します。生活雑排水が改善されれば、河川や水路がもっとキレイになります。

【補助金額一覧表】

区　分	補助限度額		内　容
５人槽（延べ床面積 130 ㎡以下）	新築	332,000 円	補助基本額
	改築（既存設備撤去なし）	532,000 円	基本額+上乗せ
	改築（既存設備撤去あり）	752,000 円	基本額+上乗せ+増額
７人槽（延べ床面積 130 ㎡超）	新築	414,000 円	補助基本額
	改築（既存設備撤去なし）	614,000 円	基本額+上乗せ
	改築（既存設備撤去あり）	834,000 円	基本額+上乗せ+増額
１０人槽（二世帯住宅・共同住宅等の改築）	新築	548,000 円	補助基本額
	改築（既存設備撤去なし）	748,000 円	基本額+上乗せ
	改築（既存設備撤去あり）	968,000 円	基本額+上乗せ+増額

【対象地域】公共下水道事業認可区域以外の下記地域（詳細はお問い合わせください）

柳河地区【保加町、本船津町、新船津町、筑紫町】の一部
城内地区【鬼童町、上宮永町】の一部
沖端地区【矢留町、矢留本町】【稲荷町、沖端町】の一部
西宮永地区【吉富町、弥四郎町、上宮永町】の一部
東宮永地区【佃町、下宮永町】の一部
両開地区【有明町、大浜町、橋本町】の一部
昭代地区【全域】・**蒲池地区**【全域】
藤吉校区【正行】【江曲、藤吉、今古賀、蒲船津】の一部
藤吉校区の一部を除く三橋町全域・大和町全域

●裏面へつづく

●補助対象となる具体例（詳細についてはお尋ねください）

区　分	現在設備居住状況など	具 体 例	備　考
新　築	合併浄化槽（一部転居）	合併処理浄化槽付住宅に居住していた世帯の**一部の者**が、分家独立等により新たに合併処理浄化槽付住宅を建築し、移住する場合	合併から合併への更新及び全員転居は補助対象外
	単独浄化槽汲み取り	単独処理浄化槽またはくみ取り便槽付住宅に居住していた者が、新たに合併処理浄化槽付住宅を建築し、移住する場合	
	集合住宅等からの転居	アパート等の集合住宅や賃貸物件に居住していた者が合併処理浄化槽付住宅を新築し、移住する場合	
	市外からの転入	市外に居住していた者が、新たに市内に合併処理浄化槽付住宅を建築し、移住する場合	
改　築	単独浄化槽汲み取り	単独処理浄化槽または汲み取り便槽付住宅に居住していた者が合併処理浄化槽に転換（改築）する場合	
	賃貸物件	アパートや戸建て借家等の単独処理浄化槽または汲み取り便槽を合併処理浄化槽に転換（改築）する場合で、居住者（賃貸借契約に基づく賃借人）が**居住中**の場合	居住者がいない場合は補助対象外

※事業所・店舗・倉庫等（非住居）及び建売物件・賃貸物件の新築・ｾｶﾝﾄﾞﾊｳｽは、補助対象外
(併用住宅は、総延床面積の 1/2 以上が住居部分で、住居部分のみ補助対象)【ﾋﾞﾙﾄｲﾝｶﾞﾚｰｼﾞ等は非住居】

◆申請の流れ　（工事業者が代行してくれる場合が多い）

1．事前協議 ⇒ 2．補助金申請 ⇒ 3．工事着工【中間検査（市）】 ⇒ 4．工事完了 ⇒ 5．実績報告 ⇒ 6．竣工検査（市） ⇒ 7．補助金交付

①**必ず工事着工前に補助金申請の手続きを行ってください。**合併処理浄化槽を設置してからでは、補助金の交付を受けることはできません。

②**補助金の交付決定を受けて、年度内に合併処理浄化槽工事が完了できない場合は、補助金の交付を受けることはできません。**必ず３月２５日までに実績報告書を提出してください。

◆単独・合併処理浄化槽を使わなくなったときは、南筑後保健福祉環境事務所への浄化槽使用廃止届（撤去等）又は休止届（空家等）の提出が必要です。(☎0943-22-6963)

○詳しくは、柳川市生活環境課浄化槽推進係（☎0944-77-8483）まで